

# 経済産業委員会

## 委員一覧 (21名)

委員長	加納	時男 (自民)	倉田	寛之 (自民)	直嶋	正行 (民主)
理事	北川	イッセイ (自民)	小林	温 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	佐藤	昭郎 (自民)	林	芳正 (自民)	山根	隆治 (民主)
理事	松山	政司 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理事	若林	秀樹 (民主)	松村	祥史 (自民)	松	あきら (公明)
理事	渡辺	秀央 (民主)	岩本	司 (民主)	田	英夫 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	小林	正夫 (民主)	鈴木	陽悦 (無)
						(18.3.9 現在)

経済産業

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類22件のうち、1種類6件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

**中小企業対策** 我が国の製造業は、アジア諸国の生産技術の向上による国際競争の激化、団塊の世代が一斉に定年に達し退職するいわゆる2007年問題を抱えており、今後いかにして国際競争力を高め、次代を担う新産業を育てていくかが重要な課題となっている。中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案は、この要請に応え、中小企業が行う基盤技術高度化のための研究開発及びその成果の利用を促進するため、経済産業大臣が認定した中小企業者の特定ものづくり基盤技術高度化研究開発計画に対し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講じようとするものである。

委員会においては、法の対象となる技術の範囲、中小企業の国際競争力強化策、研究開発の予算規模の妥当性、開発計画の認定申請手続の簡素化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

全国を中心市街地の衰退傾向に対しては、いわゆる「まちづくり3法」により歯止めがかかることが期待されたが、法制定後7年を経過しても、中心市街地の活性化が進んでいないのが現状である。そこで、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案が提出された。同法案は、法の題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、中心市街地の活性化に関する基本方針に基づいて市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に基づく事業に対し支援措置を講じるほか、内閣に中心市街地活性化本部を設置し、市町村においては、基本計画の立案、実施に必要な協議を行う中心市街地活性化協議会を設けることとしている。

委員会においては、国土交通委員会との連合審査を行うとともに、これまでのまちづくり政策の評価と反省点、基本計画の認定基準、将来のまちづくりのあるべき姿、事業者の責務の在り方等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

中小企業対策としては他に、中小企業組合の運営規律の強化を図るとともに、共済事業について、事業規模に応じた健全な運営を確保するための措置を講じる**中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案**が提出され、共済事業を行う中小企業組合の兼業規制の是非、規律強化が中小企業組合制度に及ぼす影響、中小企業組合制度の統治能力が機能しなくなった理由等の質疑が行われた後、全会一致で可決され、附帯決議が付された。

**地球温暖化対策** 地球温暖化防止のための京都議定書は、先進国に温室効果ガス排出量の削減（我が国は6%）を求めるとともに、この目標達成のために他国における温室効果ガス排出削減量（クレジット）を自国の削減量に利用する京都メカニズムが認められている。この京都メカニズムを実施するためにNEDOの業務にクレジットの取得を加え、石油特会からクレジット取得に必要な費用の一部を歳出する**独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、京都議定書に基づく地球温暖化防止策の効果、二酸化炭素排出削減に果たす原子力発電の役割、クレジット調達をNEDOに行わせる理由、京都議定書以降の枠組みに向けた政府の対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**行政改革関係** 独立行政法人の在り方については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に基づいて、統廃合、非公務員化などの見直しが行われ、工業所有権情報・研修館については、非公務員型の独立行政法人にするとともに、業務態勢の整備、守秘義務の担保、特許庁との密接な人事交流の維持、出願人や外国特許庁への十分な説明の実施等を講じることとされた。これを受け、同館を非公務員型の独立行政法人とする**独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、同館を非公務員型にしなければならない根拠、非公務員型による受益者負担増への危惧、役職員による違法行為に対する国の責任等についての質疑が行われ、多数をもって可決された。

**廃止法** 経済産業省（旧通商産業省）は、その時代時代に応じて必要な産業政策・立地政策を行ってきたが、時代の変化とともに必要性のなくなった、あるいは必要性が著しく減退した法律が存在する。これらの中には法律に廃止期限が定められているものと（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民法法）、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法）、法

律に廃止期限が定められていないもの（工業再配置促進法）があるが、いずれについてもこれを廃止するためには立法が必要となり、前者を廃止するための民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案と後者を廃止するための工業再配置促進法を廃止する法律案が提出された。

委員会においては、両案は中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案と一括して審議され、民活事業が失敗した原因と今後の教訓、2法案の廃止と国土の均衡ある発展等について質疑がなされ、いずれも全会一致で可決された。

**その他** 新たに締結された日本とマレーシアの経済連携協定（EPA）に伴い必要とされる原産地証明書発給手続を一般法化すると共に原産地証明書の発給に際し、直接、生産者からの資料提出を認める経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案、我が国産業の国際競争力を強化するため、意匠権の存続期間の延長、模倣品の輸出の侵害行為への追加、知的財産権の侵害に対する刑事罰の強化等を行う、意匠法等の一部を改正する法律案（先議）の質疑が行われ、いずれも全会一致で可決された。なお、意匠法改正案には附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月9日、経済産業行政の基本施策について二階経済産業大臣から所信を、平成17年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

これに対し、3月16日、産業政策におけるものづくりの位置づけ、新経済成長戦略を策定する意義、電気用品安全法（PSE法）の実施をめぐる混乱、改正独禁法による課徴金減免制度の運用状況等の質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度経済産業省予算等の審査を行い、商工中金の民営化と小規模事業者への円滑な資金供給、これまでの中小企業施策や予算の成果、電源特会・石油特会の不用額問題に対する平成18年度予算での対応等について質疑を行った。

6月13日、小泉内閣の公務員制度改革の在り方、新経済成長戦略、石油対策、地域経済活性化に対する経済産業省の考え方、地域ブランドの出願・登録の在り方等について質疑を行った。

## （2）委員会経過

### ○平成18年3月9日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

- 経済産業行政の基本施策に関する件について二階経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成17年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成18年3月16日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、直嶋正行君（民主）、北川イッセイ君（自民）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

○平成18年3月22日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管及び中小企業金融公庫）について二階経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、山根隆治君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年3月28日（火）（第4回）

- 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、岩本司君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第7号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、社民、無

○平成18年4月4日（火）（第6回）

- 意匠法等の一部を改正する法律案（閣法第69号）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月6日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 意匠法等の一部を改正する法律案(閣法第69号)について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村祥史君(自民)、若林秀樹君(民主)、藤末健三君(民主)、浜田昌良君(公明)、鈴木陽悦君(無)

(閣法第69号)賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月11日(火)(第8回)

- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)  
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(閣法第8号)  
(衆議院送付)

工業再配置促進法を廃止する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上3案について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

また、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月13日(木)(第9回)

- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)  
について参考人株式会社伊藤製作所代表取締役社長・社団法人日本金型工業会理事伊藤澄夫君、株式会社キャスト代表取締役社長・社団法人日本鑄造協会副会長酒井英行君、長岡工業高等専門学校長高田孝次君及び東北大学大学院工学研究科教授堀切川一男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北川イッセイ君(自民)、藤末健三君(民主)、浜田昌良君(公明)、田英夫君(社民)、鈴木陽悦君(無)

○平成18年4月18日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)  
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(閣法第8号)  
(衆議院送付)

工業再配置促進法を廃止する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上3案について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 林芳正君（自民）、若林秀樹君（民主）、山根隆治君（民主）、小林正夫君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第6号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

（閣法第8号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

（閣法第9号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年4月20日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 佐藤昭郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、山根隆治君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第29号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成18年5月9日（火）（第12回）

- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成18年5月11日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 松村祥史君（自民）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

(閣法第48号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、無  
反対会派 なし

○平成18年5月16日(火)(第14回)

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。  
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)について国土交通委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について国土交通委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成18年5月18日(木)

経済産業委員会、国土交通委員会連合審査会(第1回)

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号)(衆議院送付)  
都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)

以上両案について二階経済産業大臣、北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松山政司君(自民)、小池正勝君(自民)、西田実仁君(公明)、柳澤光美君(民主)、山根隆治君(民主)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)、鈴木陽悦君(無)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成18年5月23日(火)(第15回)

- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について参考人青森市新町商店街振興組合常務理事加藤博君、ユニー株式会社代表取締役社長(日本チェーンストア協会会長)佐々木孝治君、熊本市長幸山政史君及び専修大学商学部教授渡辺達朗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君(自民)、小林正夫君(民主)、浜田昌良君(公明)、鈴木陽悦君(無)

○平成18年5月30日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、山根隆治君（民主）、藤末健三君（民主）、岩本司君（民主）、小林正夫君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第32号）賛成会派 自民、民主、公明、無  
反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月6日（火）（第17回）

- 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月8日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕北川イッセイ君（自民）、山根隆治君（民主）、小林正夫君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第61号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月13日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 小泉内閣の公務員制度改革の在り方に関する件、新経済成長戦略に関する件、石油対策に関する件、我が国の特許政策推進に関する件、地域経済活性化に関する件、金融システムの在り方に関する件、地域ブランドの出願・登録に関する件、新エネルギー政策に関する件等について二階経済産業大臣、松経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）

○平成18年6月15日（木）（第20回）

- 請願第45号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第283号外15件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決

定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

##### 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（閣法第6号）

##### 【要旨】

本法律案は、我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業の創出を図るため、中小企業が基盤技術の高度化のために行う研究開発及びその成果の利用を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、指針の策定

経済産業大臣は、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針を定める。

#### 二、研究開発計画の作成及び認定

中小企業は、特定期間ものづくり基盤技術の高度化を図るために研究開発計画を作成し、経済産業大臣は、提出された研究開発計画が指針に照らして適切である等の場合には、これを認定する。

#### 三、支援措置

##### 1 中小企業信用保険法の特例

認定された研究開発計画の実施に必要な資金の借入れについて、中小企業が利用できる中小企業信用保険の普通保険は限度額を4億円に倍額にするなどとともに、新事業開拓保険の限度額を3億円に引き上げる。

##### 2 中小企業投資育成株式会社法の特例

認定された研究開発計画を実施するために中小企業が株式会社を設立する際に、資本金が3億円を超える場合であっても、中小企業投資育成株式会社は株式の引受け及び保有を行うことができる。

##### 3 特許料等の特例

認定された研究開発計画の実施による成果を中小企業が特許化する場合は、出願審査請求手数料及び特許料を軽減することができる。

#### 四、国の施策

国は、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

#### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 六、検討

政府は、本法律の施行後5年の経過後、施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

#### 【附帯決議】

我が国中小製造業の競争力を強化するためには、中小企業のものづくり基盤技術の一層の高度化を図ることが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 技術力を有する中小企業の製品開発には、最終製品を提供する大企業・発注企業との連携協力が重要であることを踏まえつつ、特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定するに当たっては、中小企業者の技術力・意見を十分反映させること。
- 二 中小企業と大学、高等専門学校、公設試験研究機関等との産学連携による研究開発を更に推進するとともに、その技術を中小企業が容易に活用できるよう指導すること。
- 三 中小企業におけるものづくり人材の育成・確保が課題となっている現状にかんがみ、初等中等教育におけるものづくり体験等による次世代のひとづくりの推進、大学、高等専門学校、工業高等学校等による高度な人材の育成については本法の目的を達成するよう、関係省庁が緊密に連携して取り組むこと。
- 四 我が国の産業競争力の源泉である中小企業の研究開発やその技術を活用した事業活動を促進するため、事業の将来性、技術力を評価した融資制度の拡充、中小企業信用保証制度の充実及び政府系金融機関による低利融資の拡大等金融支援、知的財産保護の強化、取引慣行の改善を図るなど、事業環境の整備に努めること。

右決議する。

#### 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

##### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の業務の効率性や機動性を高めるため、同法人をいわゆる非公務員型の独立行政法人としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、非公務員型独立行政法人への移行

情報・研修館を非公務員型独立行政法人とするため、特定独立行政法人としていた規定を削除する。

##### 二、秘密保持義務

情報・研修館の役員及び職員等に対して、その職務上の秘密に対する保持義務を課す。

##### 三、役員及び職員の地位

刑法その他の罰則の適用については、情報・研修館の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

##### 四、罰則

二の秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者等に対する罰則を設ける。

##### 五、施行期日

この法律は、一部を除き平成18年4月1日から施行する。

**民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(閣法第8号)**

**【要旨】**

本法律案は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の2法について、平成18年5月29日の廃止期限の到来に伴い、廃止するものである。

**工業再配置促進法を廃止する法律案(閣法第9号)**

**【要旨】**

本法律案は、近年の経済的環境の変化等により、国が対象地域を定めて工業の再配置を促進する必要性が低下したことにかんがみ、工業再配置促進法を廃止するものである。

**独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第29号)**

**【要旨】**

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)の約束を履行するため、同議定書に規定する排出削減単位(以下「クレジット」という。)の取得業務を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)に行わせるとともに、当該業務に必要な財政上の措置等を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

1 機構の目的の追加

NEDOの目的に京都議定書に規定するクレジットの取得に通ずる行動に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用等に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の約束を履行することに寄与することを加える。

2 業務の追加

1の目的を達成するため、NEDOは次の業務を行う。

イ 京都議定書に規定するクレジットの取得等を行うこと。

ロ イの業務の実施に必要な場合において、地球温暖化の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術等に関する指導を行うこと。

3 国の債務負担

国が2の業務について債務を負担する年限を当該会計年度以降8箇年度以内とする特例を設ける。

4 主務大臣

2の業務に関する事項の主務大臣を経済産業大臣及び環境大臣とする。

5 廃止

1から4までは、平成28年3月31日までに廃止する。

## 二、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

NEDOが行うクレジット取得業務に必要な経費の一部を歳出するため以下の措置を講じる。

### 1 石油及びエネルギー需給構造高度化対策の追加

石油及びエネルギー需給構造高度化対策に、一の2の業務に係る補助を加える。

### 2 歳出の追加

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の歳出に、1の補助金を加える。

### 3 廃止

1及び2は、平成28年3月31日までに廃止する。

## 三、施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減義務を確実に履行するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 地球規模での効果的な温暖化対策を実現する観点から、京都議定書第1回締約国会合の合意等を踏まえ、米国や中国、インドを始めとした途上国の参加する共通の枠組みを構築し、温室効果ガスの排出抑制に取り組むよう、我が国は国際的なリーダーシップを発揮すること。

二 京都メカニズムの活用にあたっては、クレジット価格及び取得に付随するリスクを適切に評価し対応すること。

三 温室効果ガス排出削減のための国内対策を着実に進めることが原則であることを踏まえた上で、京都メカニズムを活用し、途上国を始め広く各国に我が国の優れた省エネルギー・新エネルギー技術の普及を図り、我が国産業の振興と世界規模での環境・資源対策に資するよう努めること。

四 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、また、原油価格高止まり等の現状を踏まえ、産業・民生・運輸部門における省エネルギー・新エネルギーの普及・開発を促進すること。

これらの施策を講じるにあたっては、必要な予算を十分に確保すること。

右決議する。

## 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案（閣法第32号）

### 【要旨】

本法律案は、近年、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点である中心市街地の衰退が目立っていることにかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正

- 1 法律の題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める。
- 2 中心市街地の活性化に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者の責務規定を設ける。
- 3 政府は中心市街地の活性化を図るための基本方針を策定するとともに、内閣に中心市街地活性化本部を設置する。
- 4 市町村が作成する中心市街地活性化に関する基本計画について、内閣総理大臣が認定する。
- 5 認定を受けた基本計画に基づく事業に対して、土地区画整理事業の換地特例の拡充、中心市街地共同住宅供給事業の創設、大規模小売店舗立地法の特例、共通乗車船券の特例等の各種支援措置を講じる。
- 6 中心市街地の活性化に取り組む民間事業者等が協議を行う場である中心市街地活性化協議会に関する規定を設ける。

二、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止

主に郊外における商業基盤施設等の整備について支援措置を定めている「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」は、商業の活性化を中心市街地において集中的に講じる観点から、廃止する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、検討

政府は、この法律の施行後10年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

**【附帯決議】**

政府は、地域の伝統や文化を尊重し、住民にとって真に魅力ある持続可能なまちづくりを実現するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 基本計画の認定と商業の活性化、街なか居住の推進等の各種支援策は、一体的に行われる必要があることにかんがみ、認定及び支援策が適切に連動し、効果的に実施されるよう努めること。
- 二 中心市街地の活性化には、不動産の有効活用が重要であることにかんがみ、固定資産税、相続税の軽減措置等により地権者の理解と協力を促すとともに、地域住民の参加を得る取組を強力に推進していくこと。
- 三 中心市街地活性化策の実施に当たっては、従来の施策に係る効果を十分に検証するとともに、予算措置の効率的な執行に関する事後評価を行い、その結果について適宜情報を提供すること。
- 四 まちづくり三法は、密接に連携させることが重要であることにかんがみ、本法に基づく施策と、大規模小売店舗立地法及び都市計画法に基づく施策とが相互にあいまって

確に実施され、地域の独自性を活かした都市構造の形成が図られるよう、関係府省庁は緊密な連携を図ること。また、その内容について、今後とも必要な見直しを行うとともに、中心市街地の活性化の前提となる基本方針を早急に示すこと。

五 本法における「事業者の責務」に関する規定を踏まえ、大規模小売業者を始め地域の事業者が、退店時の対応等、地域におけるまちづくりへの協力について、自ら社会的責任の一環として自主的に取り組むよう求めること。

右決議する。

## 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定 原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）

### 【要旨】

本法律案は、日本・マレーシア経済連携協定を始めとする経済連携協定の適確かつ円滑な実施を確保するため、経済連携協定の締約国に輸出される物品に係る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 一、現行法の一般法化

日本・メキシコ経済連携協定に基づく特定原産地証明書等について定めている現行法の題名を「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に改め、個々の経済連携協定を政令で定めることとするなどの措置を講じ、一般法化する。

#### 二、生産者による特定原産品であることの証明資料の提出

- 1 特定原産地証明書の発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合に、発給申請者は、同意を得て、当該生産者に物品が特定原産品であることの証明資料（以下「証明資料」という。）を経済産業大臣に対し直接に提出させることができる。
- 2 発給申請者は、生産者から証明資料が提出されたときは、申請書にその旨を記載することで、申請書に添えて提出すべき証明資料の提出に代えることができる。
- 3 経済産業大臣又は指定発給機関は、締約国に輸出される物品の生産者により提出された証明資料について審査を行い、特定原産地証明書を発給したときは、証明資料を提出した生産者に対し、その旨及び年月日を通知するとともに、一定の事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 4 生産者が虚偽の証明資料を提出した場合などに対する罰則を定める。

#### 三、農林水産大臣との協力

- 1 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。
- 2 農林水産大臣は、その所掌事務に係る物資に関する特定原産地証明書の発給の適正かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、経済産業大臣に対し、意見を述べるることができる。

#### 四、施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第61号）

#### 【要旨】

本法律案は、近年、中小企業組合について、事業の大規模化、多様化が進むとともに運営規律が十分に働かなくなっている状況が見られることにかんがみ、その規律の強化を図るとともに、中小企業組合の行う共済事業について、事業規模に応じた健全な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、中小企業組合全般の運営規律の強化

- 1 役員の見直しを図るとともに、理事による利益相反取引を制限する等の措置を講じる。
- 2 一定規模以上の中小企業組合については、監事に業務監査権限を付与することを義務化するとともに、員外監事制度の導入、余裕金の運用方法の制限等の措置を講じる。

#### 二、共済事業を実施する中小企業組合の健全性の確保

- 1 共済事業と他の事業との区分経理を義務付けるとともに、責任準備金等の積立て、余裕金の運用方法の制限、業務・財務に関する情報開示の義務付け等の措置を講じる。
- 2 一定規模以上の共済事業を行う中小企業組合については、共済事業以外の事業との兼業を原則として禁止するとともに、健全性に関する基準の設定等の措置を講じる。

#### 三、施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。

#### 四、検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

#### 【附帯決議】

政府は、相互扶助の精神に基づいて運営する中小企業組合制度の趣旨を踏まえ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中小企業組合の行う共済事業に対する規制に当たっては、従来の無認可共済が中小企業組合の形態を悪用して事業を継続することのないよう、関係行政庁は連携してその実効性を担保すること。また、契約者保護の観点から、関係行政庁は連携して適切な監督、検査体制の整備に努めること。
- 二 大規模な共済事業を行う中小企業組合に対する他の事業との兼業規制に当たっては、本来、組合は同業種、異業種の中小企業者が協同して様々な事業を行うための組織であることにかんがみ、その活動が過度に制約されることのないよう、個々の組合の実態を踏まえて適切に対応すること。
- 三 中小企業組合が、有限責任事業組合や合同会社等とともに創業や新連携等における事業組織として十全に活用されるよう、今後の中小企業組合制度の在り方を含め、法体系

の見直しについて検討を進めること。

右決議する。

## 意匠法等の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、我が国産業の国際競争力を強化するため、意匠権の存続期間の延長、小売業等の商標の保護の拡充、特許出願の分割制度の見直し等の措置を講ずるとともに、模倣品の輸出の侵害行為への追加、知的財産権の侵害に対する刑事罰の強化等、知的財産権の保護の強化を図るための規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、意匠の定義の拡大

情報家電等の画面デザイン（意匠）の保護対象を初期画面以外の操作画面等にも拡大する。

#### 二、意匠権等の効力の拡大

意匠権、特許権及び実用新案権の実施の定義並びに商標権の使用の定義に輸出を追加する。

#### 三、意匠の出願期間の延長

物品の部品・部分のデザイン（部分意匠）の出願期限を現行では出願と同日となっているものを公報発行まで可能となるよう延長する。

また、デザインのバリエーション（関連意匠）の出願期限についても、公報発行まで可能となるよう延長する。

#### 四、秘密意匠の請求時期の追加

秘密意匠の請求ができる時期に意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時にする場合を追加する。

#### 五、意匠権の存続期間の延長

意匠権の存続期間を15年から20年に延長する。

#### 六、意匠の類似の範囲の明確化

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かは、消費者等の視覚による美感に基づいて行うことを明確化する。

#### 七、意匠権等の侵害行為の追加

譲渡、貸渡し及び輸出を目的として意匠権、特許権及び実用新案権を侵害する物品を所持する行為を侵害行為に追加する。

#### 八、罰則の強化

- 1、意匠権、特許権、実用新案権及び商標権の侵害罪について、懲役刑の上限を10年（実用新案権は5年）、罰金刑の上限を1,000万円（実用新案権は500万円）に引き上げ、これらを併科できるようにするとともに、法人に対する罰金刑の上限を3億円に引き上げる。

2、不正競争防止法における営業秘密侵害行為罪について、懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1,000万円に引き上げるとともに、法人処罰に対する罰金刑の上限を3億円に引き上げる。

3、意匠法、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法における秘密保持命令違反行為について、法人の罰金刑の上限を3億円に引き上げる。

#### 九、補正制度の見直し

特許として認められない旨の通知を受けた後は審査の対象を技術的特徴の異なる別発明に変更することを制限する。

#### 十、分割出願制度の拡充

特許査定後及び拒絶査定後30日以内であれば出願の分割を認める。

#### 十一、外国語書面出願の日本語翻訳文提出期限の延長

外国語書面出願の日本語翻訳文提出期限を現行の2月から1年2月に延長する。

#### 十二、小売業及び卸売業に係る商標の保護

小売業及び卸売業において顧客に対して便益を提供する際に使用される商標は、サービスに係る商標として商標登録を受けることができる。

#### 十三、団体商標の主体の見直し

社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）は、団体商標の商標登録を受けることができる。

#### 十四、施行期日

一部を除き公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

我が国産業の国際競争力を強化するには、知的財産権の適切な保護が重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業を始め我が国産業が甚大な被害を被っている国内外における商標、意匠等の侵害行為を防止するため、経済産業省は主導的に関係省庁間の連携体制を強化し、取締りのための協力に一層努めるほか、国際的な連携を図り侵害事犯発生国等に対する働きかけを更に強化すること。

二 近年、個人輸入、インターネットオークションによる模倣品流通の拡大が深刻な問題となっていることにかんがみ、これらへの対策の在り方について早急に具体的検討を行うこと。

三 本改正による権利保護の強化が産業活動の一層の活性化に資するよう、また、グローバルな産業活動を円滑化するため、例えば世界特許の実現を目指すなど、国際的な制度調和を進めること。

右決議する。